専 門 実 践 教 育 訓 練 明 示 書

講 座 の 名 称	別科助産専攻					
実 施 方 法	① 通学 （昼間 ・ 夜間 ・ 土日 ） ② 通信 スクーリング（回数 回）					
指定講座番号（15桁）	2510003	—	1710011	—	0	
講 座 の 創 設 年 月 日 平成27年4月1日	専門実践教育訓練給付金対象講座の指定期間 令和11年3月31日まで	過 去 一 年 の 講 座 実 績	入講者数（10人）		修了者数（10人）	
訓 練 期 間	12ヶ月		総 訓 練 時 間		990時間	

1. 教 育 訓 練 目 標

①取得目標とする資格の名称、目標レベル	■ 業務独占資格・名称独占資格（ 助産師 ） □ 職業実践専門課程（ ） □ キャリア形成促進プログラム（ ） □ 専門職大学院（ ） □ 職業実践力育成プログラム（ ） □ 情報通信技術関係資格（ ） □ 第四次産業革命スキル習得講座（ ） □ 専門職大学、専門職短期大学、専門職学科（ ） 教育訓練を通じて取得を目指す上記以外の資格等 新生児蘇生NCPR(A)コース、受胎調節実地指導員
②①に係る資格・試験等の実施機関名称	厚生労働省
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等	本別科に1年以上在籍し、卒業要件単位数35単位以上を習得した場合、修了が認定され、助産師国家試験受験資格が得られる。
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されておいる業界と活用状況	診療所（クリニック）、病院など助産実践現場で、助産師として活用される。また、地域における母子保健活動に携わり、地域貢献ができる助産師として活用される。

2. 教 育 訓 練 の 内 容

教 科 （カ リ キ ュ ラ ム）	時 間	使 用 教 材 名
助産学概論	15時間	・助産学講座 全10巻 ・助産師業務要覧①基礎編 2026年版 ・助産師基礎教育テキスト② 2026年版 ・助産師基礎教育テキスト④ 2026年版 ・助産師基礎教育テキスト⑤ 2026年版 ・助産師基礎教育テキスト⑥ 2026年版 ・助産師基礎教育テキスト⑦ 2026年版 ・図説 CTGテキスト ・新生児学入門 ・実践マタニティ診断 ・母乳育児支援スタンダード ・妊産婦メンタルヘルスケアマニュアル ・文献レビューのきほん ・産婦人科診療ガイドライン産科編2026 ・産婦人科必携 母体急変時の初期対応 第3版
生殖の形態と機能	30時間	
ウィメンズヘルス論	30時間	
母性の心理・社会学	30時間	
生命倫理	15時間	
助産診断・技術学Ⅰ（妊娠期の助産診断・技術学）	60時間	
助産診断・技術学Ⅱ（分娩期の助産診断・技術学）	60時間	
助産診断・技術学Ⅲ（産褥期・新生児期の助産診断・技術学）	30時間	
助産診断・技術学Ⅳ（ハイリスク助産診断・技術学）	30時間	
助産・ウィメンズヘルス学演習	30時間	
ヘルス・コミュニケーション学	15時間	
地域母子保健学	15時間	
地域母子保健演習	30時間	
母乳育児支援	15時間	
助産管理学（医療安全・災害看護含む）	30時間	
助産学研究	60時間	
助産学実習Ⅰ（分娩介助実習）	360時間	
助産学実習Ⅱ（継続事例実習）	90時間	
助産学実習Ⅲ（地域連携と母子保健活動）	45時間	
〈指定外カリキュラム〉 ※いずれか1科目以上を選択		
国際母子保健	15時間	
リラクセーション論	15時間	
合 計	990時間	

3. 受 講 者 と な る た め の 要 件（この講座を受講するために必要とされている条件など）

①受講するに当たって必要な実務経験等	看護師免許を有するもの 又は毎年4月1日の時点で看護師免許取得見込の者
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準	看護師免許を有するもの 又は毎年4月1日の時点で看護師免許取得見込の者
③その他	

〔 特 記 事 項 〕

専 門 実 践 教 育 訓 練 明 示 書

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況

(1)資格取得状況

① 前年度の修了者数	10	人			
② ①に係る教育訓練の入講者数	10	人			
③ ②のうち目標資格の受験者数	10	人	受験率(③/②)	100.0	%
④ ③のうち合格者数	10	人	合格率(④/③)	100.0	%
⑤ ①(修了者数)のうち就職者数 ※1	10	人			
⑥ ①(修了者数)のうち在職者数 ※2	0	人	就職・在職率(⑤+⑥/②)	100.0	%

※1 前年度の修了者のうち、受講開始時に職に就いていなかった者で修了後に就職した者。
この場合、就職したとは、臨時的な仕事に就職した者は含めない。

※2 受講開始時に既に職に就いていた者で、卒業後も引き続きその職にある者及び受講開始時に既に職に就いている者で、
修了後に別の職に転職した者。

(2)受講修了者による講座の評価等

① 回答者総数		10	人	
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員	0	人	②A:就業者計
	2 非正社員、派遣社員	0	人	
	3 その他の就業(自営業等)	0	人	0人
	4 非就業	10	人	②B:非就業者計
③ 受講開始前と現在の就業先の変化	1 受講開始時の就業先と現在の就業先は同じ	0	人	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下)
	2 受講開始時の就業先と現在の就業先(自営業等含む)は異なる(転職)	0	人	
	3 受講開始時は就業していたが、現在は就業していない	0	人	
④ 受講後の就業形態	1 正社員	10	人	④A:就業者計
	2 非正社員、派遣社員	0	人	
	3 その他の就業(自営業等)	0	人	10人
	4 非就業者	0	人	④B:非就業者計
⑤ 受講後の賃金変化	1 3割以上増加した	0	人	⑤の回答数合計 ※④Aと同数(又はそれ以下)
	2 1割以上3割未満増加した	0	人	
	3 1割未満増加した	0	人	
	4 変わらない	0	人	
	5 1割未満減少した	0	人	
	6 1割以上3割未満減少した	0	人	
	7 3割以上減少した	0	人	1人
⑥ 講座の受講の効果	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	6	人	⑥の回答数合計
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	4	人	
	3 社内外の評価が高まる	0	人	
	4 早期に転職・再就職できる	0	人	
	5 希望の職種・業界に転職・再就職できる	0	人	
	6 より良い条件(賃金等)で転職・再就職できる	0	人	
	7 趣味・教養に役立つ	0	人	
	8 その他の効果	0	人	
	9 特に効果はない	0	人	10人
⑦ 受講開始時に就業していなかった受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した	10	人	⑦の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)
	2 受講修了後3～6か月以内に就職した	0	人	
	3 受講修了後6～12か月以内に就職した	0	人	
	4 就職していない	0	人	10人
⑧ 講座の全体評価	1 大変満足	8	人	⑧の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下)
	2 おおむね満足	2	人	
	3 どちらとも言えない	0	人	
	4 やや不満	0	人	
	5 大いに不満	0	人	10人

(3)受講者、受給者の修了後の状況(就職等の状況、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の職務内容変化等の処遇改善の状況、一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価 等)

本講座修了生の助産師国家試験合格率および就職率は100%となっている。講座に対しては概ね満足が得られており、助産師として希望の職種に就き、処遇も向上している。

5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法

1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法	講義、実習等の出席状況、レポートおよび試験結果を総合評価するとともに、前期後期の定期試験を実施し、到達度を把握している。
(通信制講座の場合) スクーリングの実施場所、時期、期間・回数	

専 門 実 践 教 育 訓 練 明 示 書

6. 受講効果の把握方法

(1)受講認定基準 (6ヶ月ごとの出席率・定期試験、進級試験等の具体的基準)	成績評価は、原則として科目終了ごとに実施される試験によって行う。試験は、当科目の出席時間数が66%(2/3)以上でなければ受験できない。実習指導者の評価、課題レポート、試験結果等の総合評価を行い、それぞれの科目の評価方法に従い、「S」「A」「B」「C」「D」「F」で評価し、「S」「A」「B」「C」を単位認定する。
(2)受講認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	本助産専攻に1年以上在学し、所定の要件に沿って必要な35単位以上を修得した場合、修了となり、修了証が与えられる。単位認定にあたっては、シラバスに記載されているとおり、授業の到達目標に沿って、成績評価の方法・基準により評価し、評点100点中、60点以上を合格とする。
(3)修了認定基準 (出席率・修了認定試験等の具体的な基準)	本学助産専攻に1年以上在学し、所定の要件に沿って必要な35単位以上を修得した場合、修了となる。
(4)修了認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	シラバスに全科目の到達目標を揚げ、目標達成のため授業を展開している。実習指導者は助産実習対象のケアに責任をもってお互いに連絡・調整を密にしながら学生指導を行う。

7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法

(1)受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法	オフィスアワー制度によって、修了までの適切な指導・助言を行っている。
(2)受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例:資格取得関連情報や資格関連職種の求人情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)	助産師国家試験受験対策の一環として、「国家試験対策模擬試験」を提供し、資格取得のための支援を行っている。就職支援については、専任教員の個別相談、情報提供および修了生との面談を行っている。

8. その他の事項

指定教育訓練実施者名及び代表者名	学校法人 聖泉学園	(代表者名:理事長 唐 楽寧)
住所及び連絡先	〒521-1123 滋賀県彦根市肥田町720番地	TEL 0749-43-3600
施設名称及び施設長名	聖泉大学	(施設長:学長 唐 楽寧)
住所及び連絡先	〒521-1123 滋賀県彦根市肥田町720番地	TEL 0749-43-3600

苦情受付者	氏名 川嵜 克己 所属 事務部	事務担当者	氏名 山川 直美 所属 教務課
連絡先	TEL 0749-43-3600	連絡先	TEL 0749-43-7601

専門実践教育訓練経費	1. 専門実践教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②)		1,500,000 円
支払い方法 ① 一括払	① 入学料(税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)		200,000 円
② 分割払 ③ 両方可能	② 受講料(税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)		円 第1期 650,000 円 第2期 650,000 円 第3期 円 第4期 円 第5期 円 第6期 円 (うち、必須教材費 0 円)
	2. 専門実践教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④)		470,000
	① 任意の教材費(税込額)		120,000 円
	② 実習等に伴う交通費・宿泊費(税込額)		100,000 円
	③ 施設維持費(税込額)		200,000 円
	④ その他(法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代)(税込額)		50,000 円
	3. 総額 (1+2) (税込額)		1,970,000 円

教育訓練給付制度の適正な利用に必要となる事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

（1）専門実践教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、受講者が自らの名において直接専門実践教育訓練実施者に対して支払った教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料に限られます。

（2）受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額（クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。）も教育訓練経費に含まれるものではありません。

（3）現金等（有価証券等を含みます。）や物品の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

（4）専門実践教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、修了した場合支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、修了等した場合には、専門実践教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の定期的な試験又は修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあっては、当該教育訓練を修了する見込みがあるもの又は修了したものとは認められていませんので、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることはできません。